



豊岡市内における若者・女性の多様な創業を応援します！

平成 **30** 年度

豊岡市創業支援事業補助金

➤ 補助対象事業

市内で創業・第二創業により行う事業で、市内の産業振興と経済の活性化、新たな雇用の創出を図り、継続が見込まれる事業

(事業の内容により対象とならない場合があります)

➤ 対象経費

事業の実施に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって、金額や内容などが確認できるもので、対象経費の合計額が20万円以上のもの。

- 事務所等開設費 ● 設備・備品等購入費
- 業務委託費 ● 講師等謝金 ● 広告宣伝費 ● 研修費

➤ 補助率・補助金額

対象経費合計額の2分の1以内、上限50万円

≪支援の主な流れ≫

① 事業計画等の相談、特定創業支援事業の受講 (※1)



② 申請書類 (※2) 提出



③ 審査会



④ 補助金交付決定



⑤ 補助事業実施



⑥ 補助事業完了 (※3)



⑦ 実績報告 (※4)、補助金交付



豊岡市マスコット 玄さん

- ※1 豊岡商工会議所又は、豊岡市商工会と事前に事業の相談や経営指導などを受けてください。申請者は、商工会議所や商工会などが実施する特定創業支援事業を受けることが必須です。事前に、日程等をご確認のうえ、計画的に受講してください。
- ※2 所定の申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて商工会議所又は、商工会へ提出してください。申請書類は豊岡市のホームページからダウンロードできます。予算に限りがあるため、交付決定額が予算に達し次第、募集を打ち切ります。
- ※3 平成31年2月28日(木曜日)までに、補助事業を完了(支払い等も含め)してください。
- ※4 手続きの都合上、実績報告は平成31年3月11日(月曜日)までに必ず完了してください。事業の確認のため、市などが実地検査を行います。



＜＜補助対象者＞＞

豊岡市が証明した『特定創業支援事業（※5）を受けた証明書』を有する者で、次の要件を満たす者

- ①若者（40歳未満（市への申請書提出時点）であること）及び女性
- ②個人事業主の場合は、事業の完了までに市内に住所を有すること
- ③法人の場合は、事業の完了までに市内を主たる事業所とした法人登記が行われていること
- ④市税を滞納していないこと
- ⑤豊岡商工会議所又は、豊岡市商工会の会員になること

＜＜補助対象業種＞＞

補助対象者が市内で創業・第二創業により行う事業（※6）

＜＜留意点＞＞

- 申請者は、豊岡市の創業支援事業計画に定める特定創業支援事業を受けることが必須で、申請時には、豊岡市が証明した特定創業支援事業を受けた証明書の写しが必要です。
※証明書が発行されていない場合や、補助事業期間中に特定創業支援事業を受ける見込みのある場合は、商工会議所又は商工会などによる『支援確認書』により本補助事業への申請が可能ですが、実績報告時に、特定創業支援事業を受けた証明書の写しを提出していただきます。
- 当該年度において同一者での応募は1件とします。また、過去に豊岡市創業支援事業補助金を受けた方は申請できません。
- 審査会では、申請者本人によるプレゼンテーションを行っていただきます。
- 審査の結果、補助対象にならない場合もあります。
- 補助金交付決定後に補助金額を増額することはできません。
- 補助対象期間は、交付決定日から平成31年2月28日（木曜日）とし、その期間に支払った経費が対象となります（補助金交付決定までに契約など事業着手されたものは補助金の対象になりません）。
- 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含みません。
- 当該年度において、豊岡市の起業・創業、新規開業などに関する補助金との併用はできません。
- 他団体（国や県など）の補助金等を申請済み（予定含む）の場合は、その補助金額を控除した額の2分の1以内で補助します。
- 生計を一にする者又は、三親等以内からの賃借や売買されたものは対象になりません。
- 本チラシ掲載事項以外にも補助事業の要件等を定めていますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

> 申込み先

- 豊岡商工会議所 豊岡市大磯町1-79 TEL：0796-22-4456
- 豊岡市商工会 豊岡市日高町日置65-1 TEL：0796-42-4751

※商工会議所、商工会では、創業・経営等に関する支援を行っています。
どうぞお気軽にご相談ください（相談料無料）。

> 問合せ先

- 豊岡市役所 環境経済課
豊岡市中央町2-4 TEL：0796-23-4480 E-mail：ecovalley@city.toyooka.lg.jp

※5 経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識習得を目的とした継続的な支援を行う事業（商工会議所、商工会などで実施）。

※6 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げるもの。ただし、公序良俗に反する事業や、公金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風営法により規則の対象となるものなど）は対象外です。

創業…個人事業又は、法人の設立を行いその代表となり新たに事業を行うもの。

第二創業…個人事業主又は、法人が既存事業以外の新事業（日本標準産業分類の小分類以上が異なる業種に属する事業分野に進出する場合）を開始すること（事業継承を契機として行う経営革新等や事業転換を含む）。